

定例会提出予定案件資料

予定議案	ページ
1 令和6年第2回市議会定例会提出予定議案 -----	1～2
予算関係	
2 令和6(2024)年度各会計補正予算総括表 -----	3
3 令和6(2024)年度各会計補正予算の内訳 -----	4～6
4 令和6(2024)年度各会計補正予算の内容 -----	7～9
条例関係	
5 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子 -----	10～12
6 専決処分の報告について (函館市税条例の一部を改正する条例の骨子) -----	13～28

1 令和6年第2回市議会定例会提出予定議案

(議案)

- | | | |
|----|---|----------|
| 1 | 令和6(2024)年度函館市一般会計補正予算 | 【財務部ほか】 |
| 2 | 令和6(2024)年度函館市交通事業会計補正予算 | 【企業局】 |
| 3 | 函館市子ども・子育て会議条例の一部改正について | 【子ども未来部】 |
| 4 | 函館市税条例の一部改正について | 【財務部】 |
| 5 | 函館市国民健康保険条例の一部改正について | 【市民部】 |
| 6 | 函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について | 【保健福祉部】 |
| 7 | 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について | 【企業局】 |
| 8 | 物品の購入契約について(恵山支所区域防災行政無線設備一式) | 【恵山支所】 |
| 9 | 同件(水槽付消防ポンプ自動車1台) | 【消防本部】 |
| 10 | 同件(高規格救急自動車(東消防署本通出張所)1台) | 【消防本部】 |
| 11 | 工事請負契約について(七五郎沢廃棄物最終処分場汚水処理施設回転円板更新工事) | 【環境部】 |
| 12 | 専決処分の報告について(函館市税条例の一部改正について) | 【財務部】 |

(報 告)

- 1 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について〔千代台公園陸上競技場第2種公認検定改修工事〕） 【土 木 部】
- 2 同 件 （損害賠償の額について） 【保健福祉部】
- 3 同 件 （損害賠償の額について） 【土 木 部】
- 4 令和5（2023）年度函館市一般会計繰越明許費繰越計算書 【財 務 部】
- 5 令和5（2023）年度函館市港湾事業特別会計繰越明許費繰越計算書
【港湾空港部】
- 6 令和5（2023）年度函館市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書
【保健福祉部】
- 7 令和5（2023）年度函館市水道事業会計予算繰越計算書 【企 業 局】
- 8 令和5（2023）年度函館市公共下水道事業会計予算繰越計算書 【企 業 局】
- 9 定期監査，随時監査（工事監査），行政監査，財政援助団体等監査および例月現金出納検査報告 【監査事務局】

2 令和6(2024)年度各会計補正予算 総括表

(単位：千円)

会計区分		補正前	補正額	補正後
一 般 会 計		143,270,000	2,710,943	145,980,943
特 別 会 計	港 湾 事 業	2,646,000		2,646,000
	国 民 健 康 保 険 事 業	27,091,449		27,091,449
	自 転 車 競 走 事 業	27,863,786		27,863,786
	奨 学 資 金	17,395		17,395
	地 方 卸 売 市 場 事 業	423,000		423,000
	介 護 保 険 事 業	33,031,025		33,031,025
	発 電 事 業	4,400		4,400
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	126,115		126,115
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	5,196,347		5,196,347
	小 計	96,399,517		96,399,517
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入 支 出	6,533,567 8,194,842	6,533,567 8,194,842
	公 共 下 水 道 事 業	収 入 支 出	11,312,846 12,794,973	11,312,846 12,794,973
	交 通 事 業	収 入 支 出	2,012,894 2,396,378	26,600 24,235
	病 院 事 業	収 入 支 出	27,548,064 28,270,708	27,548,064 28,270,708
	小 計	収 入 支 出	47,407,371 51,656,901	26,600 24,235
合 計		収 入 支 出	287,076,888 291,326,418	2,737,543 2,735,178
				289,814,431 294,061,596

3 令和6(2024)年度各会計補正予算の内訳

【一般会計・歳出】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
総務費	8,260,223	10,600	8,270,823	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション等設備整備費補助金 2,500 ・外部人材活用関係経費 3,600 ・新幹線函館駅乗り入れ検討調査費増 1,900 ・地域振興基金積立金 2,600
民生費	56,409,467	421,939	56,831,406	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等資格取得支援事業費 2,592 ・介護人材等地域定着対策事業費(その他諸経費) 44 ・介護職員資格取得支援事業費皆減 ▲2,474 ・総合福祉センター関係経費(非常用発電機賃借料) 9,018 ・障害者相談支援事業等に係る消費税等補償金 231 ・障害者福祉施設整備費補助金 7,342 ・介護サービス事業所等サービス継続支援事業費 20,916 ・補助金等返還金増 384,270
衛生費	11,795,604	659,000	12,454,604	<ul style="list-style-type: none"> ・B類疾病増 425,024 ・日乃出清掃工場管理運営業務委託料増 9,433 ・補助金等返還金 224,543
労働費	141,066	260	141,326	<ul style="list-style-type: none"> ・地方就職学生支援事業費 260
商工費	12,264,823	25,600	12,290,423	<ul style="list-style-type: none"> ・「函館×名探偵コナン」特別イベント開催負担金増 4,000 ・函館山混雑状況配信システム関係経費 20,050 ・函館山山麓夜間コンテンツ造成事業費 1,550
土木費	10,311,339	18,419	10,329,758	<ul style="list-style-type: none"> ・大川団地(公営住宅移転建替)増 17,427 ・補助金等返還金 992
諸支出金	5,961,104	1,150,000	7,111,104	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金積立金増 1,150,000
予備費	100,000	425,125	525,125	
その他	38,026,374		38,026,374	
歳出合計	143,270,000	2,710,943	145,980,943	

【一般会計・歳入】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
国庫支出金	32,802,949	460,334	33,263,283	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策施設整備費補助金 4,895 ・保健所費補助金増 422,985 ・観光推進事業費補助金 10,775 ・公営住宅建設費補助金増 8,713 ・障害者補装具給付費負担金ほか (精算不足額交付分) 12,966
道支出金	8,418,282	21,184	8,439,466	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援 事業費補助金 20,916 ・地方創生対策推進費補助金 195 ・低所得者介護保険料軽減負担金 (精算不足額交付分) 73
寄付金	3,195,295	5,000	3,200,295	・指定寄付金増 5,000
繰入金	3,279,335	10,825	3,290,160	・観光振興基金繰入金増 10,825
繰越金	100,000	2,200,000	2,300,000	・前年度繰越金増 2,200,000
諸収入	10,246,044	2,500	10,248,544	・コミュニティ事業助成金 2,500
市債	6,448,200	11,100	6,459,300	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設整備費補助事業債 2,400 ・公営住宅建設事業債増 8,700
その他	78,779,895		78,779,895	
歳入合計	143,270,000	2,710,943	145,980,943	

【一般会計・その他】

(単位:千円)

【継続費・変更】					
・大川団地公営住宅建設事業(4号棟42戸)	総額	1,275,925	→	1,293,352	【都市建設部】
	年割額	令和5(2023)年度	142,480		}
		令和6(2024)年度	1,133,445	→ 1,150,872	
【債務負担行為・追加】					
・総合福祉センター非常用発電機賃借料	期間	令和7(2025)年度	限度額	3,006	【保健福祉部】

【交通事業会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
軌道事業費用	1,646,590	▲ 2,422	1,644,168	・ 消費税及び地方消費税減 ▲ 2,422
資本的支出	749,788	26,657	776,445	・ 安全地帯改良工事費増 26,657
支出合計	2,396,378	24,235	2,420,613	
軌道事業収益	1,471,614		1,471,614	
資本的収入	541,280	26,600	567,880	・ 企業債増 26,600
収入合計	2,012,894	26,600	2,039,494	

4 令和6(2024)年度各会計補正予算の内容

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
1 新規および増額分	550,070	521,961	28,109
[総務費・市民生活推進費] 【市民部】			
1 レクリエーション等設備整備費補助金 時任町会が行う設備整備事業の コミュニティ助成事業採択による補助金交付 既決予算額 0 → 2,500	2,500	2,500 〔コミュニティ 事業助成金〕	
[総務費・企画費] 【企画部】			
2 外部人材活用関係経費 人口減少などの政策課題への助言などのため、 外部有識者との意見交流会に要する経費を計上 既決予算額 0 → 3,600	3,600		3,600
[総務費・企画費] 【企画部】			
3 新幹線函館駅乗り入れ検討調査費 新幹線の函館駅乗り入れに関する調査結果について、 市民説明会を開催するとともに、関係機関等との協議のため旅費を増額 既決予算額 500 → 2,400	1,900	2,400 (寄付金)	▲ 500
[民生費・介護保険事業費→社会福祉総務費] 【保健福祉部】			
4 介護職員資格取得支援事業費 → 介護職員等資格取得支援事業費 介護福祉士等の資格取得に係る補助金の補助対象事業所に介護給付を行う 障害福祉サービス事業所等を追加することに伴う補助金の増額 既決予算額 2,474 → 2,636	162		162
[民生費・社会福祉総務費] 【保健福祉部】			
5 総合福祉センター関係経費(非常用発電機賃借料) 非常用発電機の故障に伴う仮設発電機のリース 既決予算額 0 → 9,018	9,018		9,018
		[債務負担行為・追加] ・期間:令和7(2025)年度 ・限度額:3,006千円	
[民生費・障害者福祉費] 【保健福祉部】			
6 障害者相談支援事業等に係る消費税等補償金 障害者相談支援事業および基幹相談支援センター運営事業の 平成30年度から令和4年度委託分の消費税等修正申告に伴う 延滞税相当額を委託事業者へ補償 既決予算額 0 → 231	231		231
[民生費・障害者福祉費] 【保健福祉部】			
7 障害者福祉施設整備費補助金 障害児施設における冷暖房設備の整備に対する補助 既決予算額 0 → 7,342	7,342	7,295 (国)2/3 (市債)	47

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
[民生費・介護保険事業費] 【保健福祉部】 8 介護サービス事業所等サービス継続支援事業費 新型コロナウイルス感染者等への対応に係るかかり増し経費に対する補助 既決予算額 0 → 20,916	20,916	20,916 (道)10/10	
[衛生費・感染症等予防費] 【保健福祉部】 9 B類疾病(高齢者等新型コロナ分) 新型コロナワクチンの単価上昇に伴うワクチン接種委託料の増額 既決予算額 243,097 → 668,121	425,024	422,985 (国)10/10	2,039
[衛生費・塵芥処理費] 【環境部】 10 日乃出清掃工場管理運營業務委託料 契約書に基づく物価変動割合が基準値を超えることに伴う、 令和6年度分委託料の増額 既決予算額 443,049 → 452,482	9,433		9,433
[労働費・労働総務費] 【経済部】 11 地方就職学生支援事業費 東京圏の大学に在学している大学生に対し、市内企業へ 就職することを条件にその就職活動に要した交通費の一部を支援 既決予算額 0 → 260	260	195 (道)3/4	65
[商工費・観光費] 【観光部】 12 「函館×名探偵コナン」特別イベント開催負担金 スタンプラリーに用いるまち巡りマップ増刷などに伴う負担金の増額 既決予算額 10,000 → 14,000	4,000		4,000
[商工費・観光費] 【観光部】 13 函館山混雑状況配信システム関係経費 夜景時間帯の混雑抑制を図るため、 AIカメラ等による混雑状況配信システムを整備 既決予算額 0 → 20,050	20,050	20,050 (国)1/2 (観光振興基金)	
[商工費・観光費] 【観光部】 14 函館山山麓夜間コンテンツ造成事業費 20時以降の夜景観賞コンテンツを造成し、 山頂展望台等の利用時間帯分散化を図る実証実験を実施 既決予算額 0 → 1,550	1,550	1,550 (国)1/2 (観光振興基金)	
[土木費・住宅建設費] 【都市建設部】 15 大川団地(公営住宅移転建替)※継続費変更 国および北海道の労務単価改定による インフレスライド条項適用に伴う4号棟建設工事費の増額 既決予算額 1,296,555 → 1,313,982	17,427	17,413 (国)1/2 (市債)	14

(単位:千円)

科目・内容		事業費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
16	[交通事業会計] 【企業局】 安全地帯改良工事費 観光客や高齢者等の利便性, 快適性の向上を図るため, 停留場の上屋, スロープおよび防護柵を設置 既決予算額 135,410 → 162,067	26,657	26,657 (企業債ほか)	
2 その他補正分		1,762,405	2,600	1,759,805
17	[総務費・地域振興基金積立金] 【財務部】 地域振興基金積立金 指定寄付金分を基金へ積立 既決予算額 0 → 2,600	2,600	2,600 (寄付金)	
18	[民生費・社会福祉総務費ほか] 【保健福祉部・子ども未来部・土木部】 補助金等返還金 令和4年度および令和5年度概算交付額等超過分 ならびに障害福祉サービス事業所による障害福祉サービス費 不正請求に伴う返還分 既決予算額 814 → 610,619	609,805		609,805
19	[諸支出金・財政調整基金積立金] 【財務部】 財政調整基金積立金 地方財政法に基づく前年度決算剰余見込額の1/2を基金へ積立 既決予算額 10,383 → 1,160,383	1,150,000		1,150,000
3 予備費		425,125		425,125
20	[予備費] 【財務部】 予備費(100,000 → 525,125)	425,125		425,125
合 計		2,737,600	524,561	2,213,039
21	[歳入(一般財源)] 【保健福祉部・子ども未来部】 令和5年度国道支出金精算不足額交付分		13,039	▲ 13,039
22	[歳入(一般財源)] 【財務部】 前年度繰越金(100,000 → 2,300,000)		2,200,000	▲ 2,200,000

5 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

職権による市民税等の減免を行うことができることとし，ならびに地方税法の一部改正に伴い，一定の特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準に関する特例措置等に係る軽減割合を定め，および規定を整備するため

2 改正内容

- (1) 個人市民税，固定資産税および特別土地保有税（第32条，第51条，第110条の3）

職権による減免を可能とする規定を追加する。

- (2) 固定資産税（附則第8条の3）

一定の特定バイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置について，その課税標準額に乗じる軽減割合を，7分の6とする。

- (3) 固定資産税および都市計画税（附則第8条の3）

都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備された一定の固定資産に係る課税標準の特例措置について，その課税標準額に乗じる軽減割合を，2分の1とする。

- (4) 規定の整備（第32条，第51条，第110条の3，附則第5条，附則第8条の3）

3 施行期日 公布の日

函館市税条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(市民税の減免)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(固定資産税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(特別土地保有税の減免)</p> <p>第110条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(市民税の減免)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(固定資産税の減免)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(特別土地保有税の減免)</p> <p>第110条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、または取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p>

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の3 (略)

2～11 (略)

(新設)

12～19 (略)

(新設)

20・21 (略)

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の3 (略)

2～11 (略)

12 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

13～20 (略)

21 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

22・23 (略)

6 専決処分の報告について

函館市税条例の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、令和 6 年度分の個人の市民税等について特別税額控除を実施し、ならびに固定資産税に係る認定長期優良住宅に対する減額に関する規定ならびに令和 6 年度から令和 8 年度までの固定資産税および都市計画税の特例に関する規定の整備等をするため

2 改正内容

- (1) 個人市民税（附則第 7 条の 5，附則第 7 条の 6，附則第 7 条の 7，附則第 7 条の 8）

個人の市民税について特別税額控除を実施する。

- (2) 固定資産税（附則第 8 条の 4）

新築された認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、当該減額措置を適用することができることとする。

- (3) 固定資産税および都市計画税（附則第 9 条，附則第 10 条，附則第 12 条，附則第 17 条，附則第 18 条，附則第 20 条）

ア 評価替えに伴い、土地の価格に係る特例措置を継続する。

イ 評価替えに伴い、宅地等に係る負担調整措置を継続する。

- (4) 規定の整備（附則第 8 条の 3，附則第 8 条の 4）

3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

函館市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 (略)</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 (略)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p><u>第7条の5</u> 令和6年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第5条の8第4項および第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条および附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)</u>の<u>第26条の3、第26条の6、第26条の7、附則第4条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条および附則第8条の2ならびに法第314条の6および法第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第26条の6第2項、第30条の9の5第1項および前条の規定の適用については、第26条の6第2項および前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項および第5条の8第6項」と、第30条の9の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u></p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(令和6年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納税通知書に関する特例)</p> <p><u>第7条の6</u> 令和6年度分の個人の市民税に限り、<u>普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)</u>、<u>特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額(法附則第5条の8第</u></p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">(新設)</p>

1項および第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。) および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額 (以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。) からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額 (以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。) がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額 (当該金額に1,000円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。) に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額 (以下この項において「第1期分金額」という。) に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第29条第1項に規定する第1期の納期 (以下この項、次項および次条第1項において「第1期納期」という。) においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第29条第1項に規定する第2期の納期 (以下この項および次条第1項において「第2期納期」という。) においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第29条第1項に規定する第3期の納期 (以下この項において「第3期納期」という。) および同条第1項に規定する第4期の納期 (以下この項において「第4期納期」という。) においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計

額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期および第2期納期においてははなし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期および第3期納期においてははなし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第30条の9第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

（新設）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第30条の9の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額および同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第30条の9の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号および第5号において同じ。）の合算額（以下この号および第5号において「年金

所得に係る所得割額および均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号および第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額を控除した額(以下この項および第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期および第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)ならびに第30条の9の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項および第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額

に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額からその者の年金

所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額，同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額，その者の第2期分金額，その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額以上である場合には，普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は，第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし，同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第30条の9の4の規定の適用については，同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは，「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り，年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については，次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第30条の9の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき，または当該金額の全額が100円未満であるときは，その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には，特別徴収対象税額は，当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控

除額を控除した残額に相当する税額，同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり，かつ，その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には，特別徴収対象税額は，当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし，同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額，同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には，特別徴収対象税額は，当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし，同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第30条の9の5第2項の規定により読み替えられた第30条の9の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第30条の9の4の規定の適用については，同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは，「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第30条の9の6第1項の規定の適用がある場合については，前各項の規定は，適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

(新設)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り，法附則第5条の12第3項および第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を，同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第26条の3，第26条の6，第26条の7，附則第4条

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の3 (略)

2～11 (略)

12 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

13 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18 (略)

19 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21・22 (略)

(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告)

第8条の4 法附則第15条の7第1項または第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(新設)

第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4および附則第8条の2ならびに法第314条の6および法第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の3 (略)

2～11 (略)

12 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

13 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18 (略)

(削る)

19 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

20・21 (略)

(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告)

第8条の4 (略)

(1)～(4) (略)

2 市長は、法附則第15条の7第1項または第2

項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に地方税法施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項または第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項または第2項の規定を適用することができる。

2 (略)

3 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅または同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

4 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅または同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

5 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

6 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 (略)

4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅または同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅または同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

6 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

8 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 地方税法施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

9 (略)

(令和4年度または令和5年度における土地の価格の特例)

第9条 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第38条の2の規定にかかわらず、令和4年度分または令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地または令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対し

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 地方税法施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

10 (略)

(令和7年度または令和8年度における土地の価格の特例)

第9条 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第38条の2の規定にかかわらず、令和7年度分または令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地または令和7年度類似適用土地であつて、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対し

て課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第38条の2の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第10条 宅地等（法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（法附則第18条第6項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税

て課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第38条の2の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第10条 宅地等（法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（法附則第18条第6項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合におけ

額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準（法附則第17条第8号イに規定する負担水準をいう。以下この条および附則第12条において同じ。）が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 農地（法附則第17条第1号に規定する農

る固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準（法附則第17条第8号イに規定する負担水準をいう。以下この条および附則第12条において同じ。）が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 農地（法附則第17条第1号に規定する農

地をいう。以下同じ。)に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(法附則第19条第2項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。)(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下この条において「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第17条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(法附則第25条第6項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。)に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな

地をいう。以下同じ。)に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(法附則第19条第2項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。)(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下この条において「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第17条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(法附則第25条第6項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。)に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

るべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準（法附則第17条第8号ロに規定する負担水準をいう。以下同じ。）が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度か

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準（法附則第17条第8号ロに規定する負担水準をいう。以下同じ。）が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度か

ら令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第18条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（法附則第26条第2項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。）（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

（用途変更宅地等および類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税および都市計画税の特例）

第20条 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税および都市計画税については、法附則第18条の3および第25条の3の規定を適用しないこととする。

ら令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第18条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（法附則第26条第2項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。）（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

（用途変更宅地等および類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税および都市計画税の特例）

第20条 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税および都市計画税については、法附則第18条の3および第25条の3の規定を適用しないこととする。